許可番号 第02450217745号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　名古屋市昭和区長池町四丁目１０番地の３
氏　名　株式会社ダイセー通商
　　代表取締役 髙木　豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事　一見　勝之

許 可 の 年 月 日　令和 8年 9月28日
許可の有効年月日　令和15年 9月27日

１．事業の範囲
（積替え・保管を除く。）
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
特定有害燃え殻（ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｾﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むものに限る。）、特定有害廃油（ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝを含むものに限る。）、引火性廃油、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むものに限る。）、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むものに限る。）、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｾﾚﾝ又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｾﾚﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類を含むものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃水銀等、特定有害廃石綿等　以上110種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和 3年 9月28日　新規許可

５．積替え許可の有無　無
市名　－　許可番号　－

６．規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無　有